

宇部市家族介護支援事業試行実施業務委託に係る募集要項

この要項は、宇部市家族介護支援事業試行実施に係る以下2業務について、それぞれ受託事業者を選定するために必要な事項を定める。

1 業務内容

(1) 業務名

ア 宇部市家族介護支援事業試行実施 個別講座(訪問) 業務

イ 宇部市家族介護支援事業試行実施 安心・付き添い(訪問) 業務

(2) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(3) 試行実施期間

令和7年8月中旬から11月中旬までの間における3か月

(4) 業務内容

別紙各仕様書のとおり

ア 「宇部市家族介護支援事業試行実施 個別講座(訪問) 業務委託仕様書」

イ 「宇部市家族介護支援事業 安心・付き添い(訪問) 業務委託仕様書」

(5) 募集事業者数

試行実施における次の利用者に必要な事業者数

ア 個別講座(訪問) の家族介護者 10人

イ 安心・付き添い(訪問)の重複介護者 10人、老老介護者 10人

2 応募資格

本事業に応募できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 本事業の趣旨を理解し、円滑な事業の運営と実施ができること。

(2) 本事業を実施する事業所を宇部市内に有する指定居宅サービス事業者、医療機関等であること。

(3) 国に納付すべき「法人税」及び「消費税及び地方消費税」及び宇部市に納付すべき市県民税(個人・法人)、固定資産税及び都市計画税を滞納していないこと。

(4) 地方自治施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されていないこと。

(5) 公募開始の日から契約締結日までの間において、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てをしていないこと。(手續開始決定後は除く。)

(6) 破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手續開始の申立てがなされていない者であること。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に

規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。

(8) 政治団体(政治資金規正法(昭和 23 年法律第 194 号)第3条に規定する団体)及び宗教団体(宗教法人法(昭和 26 年法律第 126 号)第2条の規定による団体)に該当しないこと。

(9) 個人情報の漏えい、滅失、毀損、又は改ざんの防止、その他個人情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講ずることができる者であること。

3 応募方法等

(1) 提出書類

ア 宇部市家族介護支援事業試行実施申込書(様式第 1 号)

イ 宇部市家族介護支援事業試行実施 業務体制表

ウ 従業者の資格証の写し

エ 参加資格審査調書

(2) 提出期限

令和 7 年 7 月 29 日(火)17時15分必着

(3) 提出場所

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号

宇部市健康福祉部 高齢福祉課 高齢者支援係

(4) 提出部数 各1部

(5) 提出方法

郵送又は持ち込み

4 事業者の決定について

提出された申請書を総合的に判断し、審査終了後、審査結果通知書により通知するものとする。

5 募集に関する質問の受付

(1) 提出期限

令和 7 年 7 月 17日(木) 17時必着

(2) 提出方法

質問書を電子メールで「7 問い合わせ先」に提出すること。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和 7 年 7 月 23 日(水)を目途に、提出された全ての質問とその回答をまとめて本市ウェブサイトに掲載する。なお、質問した事業者名は公表しない。

6 その他

(1) 申請に係る一切の費用は、応募者の負担とする。

(2) 申請書を含む関係書類に虚偽の記載をした場合は、申請書を含む関係書類を無効とする。

7 問い合わせ先

宇部市健康福祉部 高齢福祉課 高齢者支援係

電話番号:0836-34-8303

F A X:0836-22-6026

メールアドレス:t-kourei@city.ube.yamaguchi.jp